

○国土交通省告示第七百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正したので、同条第二項において準用する同法第三条第五項の規定に基づき告示する。

令和元年十一月十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

第 5 号	第 5 号
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>① 「構造躯体」とは、建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「令」という。) 第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう (以下1-1から1-5まで、<u>3-1</u>及び<u>4-1</u>から<u>4-4</u>までにおいて同じ。)</p> <p>② (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。) を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものことができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>① 「構造躯体」とは、建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「令」という。) 第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう (以下1-1から1-5まで及び<u>3-1</u>において同じ。)</p> <p>② (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。) を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものことができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準</p>

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の
 評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の
 ①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基
 準に適合していること。

① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合にお
 いて、同項中「階数が二以上又は延べ面積が50㎡を超える木
 造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、
 「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1
 ー1（3）ホ①の表1の（い）項に掲げる軸組の種類に応じ
 て当該軸組の長さ（ろ）項に掲げる数値を乗じて得た長さ
 の合計」と、「次の表二に」とあるのは「表（等級2への適
 合判定にあつては評価方法基準第5の1ー1（3）ホ①の表
 2を、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1
 ー1（3）ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。）
 に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が
 定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表1

	(い)	(ろ)
	軸組の種類	倍率
(1)	昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第1の（4）、（5）又は（12）の（い）欄に掲げる材料を、 <u>同表（ろ）欄</u> に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材	昭和56年建設省告示第1100号別表第1（は）欄に掲げる数値に0.6を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の
 評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の
 ①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基
 準に適合していること。

① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合にお
 いて、同項中「階数が二以上又は延べ面積が50㎡を超える木
 造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、
 「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1
 ー1（3）ホ①の表1の（い）項に掲げる軸組の種類に応じ
 て当該軸組の長さ（ろ）項に掲げる数値を乗じて得た長さ
 の合計」と、「次の表二に」とあるのは「表（等級2への適
 合判定にあつては評価方法基準第5の1ー1（3）ホ①の表
 2を、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1
 ー1（3）ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。）
 に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が
 定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表1

	(い)	(ろ)
	軸組の種類	倍率
(1)	昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第1の（4）、（5）又は（12）の（い）欄に掲げる材料（ <u>（5）にあつては、構造用パーテイクルボード及び構造用MDFを除く。</u> ）を、 <u>（ろ）欄</u> に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高	昭和56年建設省告示第1100号別表第1（は）欄に掲げる数値に0.6を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値

間内法寸法の10分の8未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁（ただし、告示別表第1の(12)の(イ)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあっては、同表(ろ)欄に掲げる方法によって、当該端部を厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱にくぎ（日本産業規格A5508—2005（くぎ）に定めるN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表

さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は2m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片面に高さが横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁（ただし、告示別表第1の(12)の(イ)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあっては、同表(ろ)欄に掲げる方法によって、当該端部を厚さ3cm以上で幅4cm以上の木材を用いて柱にくぎ（日本産業規格A5508—2005（くぎ）に定めるN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間

	の (2) において同じ。)	
(略)		

表 2・表 3 (略)

②～⑥ (略)

へ・ト (略)

(4) (略)

1—2～1—7 (略)

2 火災時の安全に関する事

2—1～2—4 (略)

2—5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

イ (略)

ロ 等級 2

評価対象建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、特定防火設備、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備又は令第 137 条の 10 第 4 号に規定する二十分間防火設備のいずれかが設けられていること。

(4) (略)

2—6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

イ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の

a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第 4 号から第 6 号まで

	柱に打ち付けた壁とすることができ。を有するものとする。この表の (2) において同じ。)	
(略)		

表 2・表 3 (略)

②～⑥ (略)

へ・ト (略)

(4) (略)

1—2～1—7 (略)

2 火災時の安全に関する事

2—1～2—4 (略)

2—5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

イ (略)

ロ 等級 2

評価対象建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、特定防火設備又は建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロ若しくは同法第 64 条に規定する防火設備のいずれかが設けられていること。

(4) (略)

2—6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)

イ 等級 4

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の

a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 平成 12 年建設省告示第 1399 号第 1 第 4 号から第 6 号まで

のいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1第3号ハからホまで若しくは第4号ハ若しくは三のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号ロ（1）を除く。）に掲げる基準（延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合するもの

b 令第107条第2号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合する外壁として建築基準法第68条の25に規定する構造方法等の認定（以下2―6及び2―7において「認定1」という。）を受けた構造方法又は令第112条第2項第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。ただし、外壁によつて屋内と防火上有効に遮られている場合にあつては、この限りでない。

a 令和元年国土交通省告示第195号第5第2号又は第3号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b 令第112条第2項第2号に掲げる基準に適合する軒裏として認定を受けた構造方法を用いたもの

ロ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1358号第1第3号ハからホまで又は第4号ハ若しくは三のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b・c （略）

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の

のいずれかに掲げる構造方法若しくは平成12年建設省告示第1380号第1第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号ロ（1）を除く。）に掲げる基準（延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合するもの

b 令第107条第2号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に関するものを除く。）に適合する外壁として建築基準法第68条の25に規定する構造方法等の認定（以下2―6及び2―7において「認定1」という。）を受けた構造方法又は令第129条の2の3第1項第1号ロ（2）に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次のa又はbのいずれかに該当するものであること。ただし、外壁によつて屋内と防火上有効に遮られている場合にあつては、この限りでない。

a 平成12年建設省告示第1380号第5に掲げる構造方法を用いたもの

b 令第129条の2の3第1項第1号ロ（2）に掲げる基準に適合する軒裏として認定を受けた構造方法を用いたもの

ロ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1358号第1第3号ロ又は第4号ロに掲げる構造方法を用いたもの

b・c （略）

② 評価対象建築物の軒裏で延焼のおそれのある部分が、次の

a から c までのいずれかに該当するものであること。イ②ただし書の規定は、この場合について準用する。

a 平成12年建設省告示第1358号第5第2号ハに掲げる構造方法を用いたもの

b・c (略)

ハ 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1359号第1第1号ロ若しくはハ若しくは第2号ロのいずれかに掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1399号第1第7号に掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1358号第1第5号ハからハまでのいずれかに掲げる構造方法又は平成12年建設省告示第1362号第1第2号若しくは第2号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの

b 令第108条第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条第2号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条の2第1項第2号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法又は令第109条の9第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

c (略)

② (略)

(4) (略)

2—7 耐火等級（界壁及び界床）

(1) ・ (2) (略)

a から c までのいずれかに該当するものであること。イ②ただし書の規定は、この場合について準用する。

a 平成12年建設省告示第1358号第5第2号ロに掲げる構造方法を用いたもの

b・c (略)

ハ 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

① 評価対象建築物の外壁で延焼のおそれのある部分が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

a 平成12年建設省告示第1359号第1第1号ロ若しくはハ若しくは第2号ロに掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1399号第1第7号に掲げる構造方法、平成12年建設省告示第1358号第1第5号ロ若しくはハに掲げる構造方法又は平成12年建設省告示第1362号第1第2号若しくは第2号に掲げる構造方法を用いたもの

b 令第108条第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条第2号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法、令第107条の2第1項第2号に掲げる基準（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）に適合する外壁として認定を受けた構造方法又は令第109条の7第2号に掲げる基準に適合する外壁として認定を受けた構造方法を用いたもの

c (略)

② (略)

(4) (略)

2—7 耐火等級（界壁及び界床）

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準 (新築住宅)
イ 等級 4

- 次に掲げる基準に適合していること。
- ① 評価対象住戸の界壁が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1399号第1号から第3号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第1号ハからホまで若しくは第2号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号イ ((1)) 及び (3) を除く。) に掲げる基準に適合するもの
- b 令第107条第2号に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法又は令第112条第2項第2号に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法を用いたもの
- ② 評価対象住戸の界床が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1399号第3各号に掲げる構造方法若しくは令和元年国土交通省告示第195号第3第3号若しくは第4号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号イ ((1)) 及び (3) を除く。) に掲げる基準に適合するもの
- b 令第107条第2号に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法又は令第112条第2項第2号に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法を用いたもの
- ロ 等級 3
- 次に掲げる基準に適合していること。
- ① 評価対象住戸の界壁が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

(3) 評価基準 (新築住宅)
イ 等級 4

- 次に掲げる基準に適合していること。
- ① 評価対象住戸の界壁が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1399号第1号から第3号までのいずれかに掲げる構造方法若しくは平成12年建設省告示第1380号第1第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号イ ((1)) 及び (3) を除く。) に掲げる基準に適合するもの
- b 令第107条第2号に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法又は令第129条の2の3第1項第1号ロ (2) に掲げる基準に適合する界壁として認定を受けた構造方法を用いたもの
- ② 評価対象住戸の界床が、次の a 又は b のいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1399号第3各号に掲げる構造方法若しくは平成12年建設省告示第1380号第3第2号に掲げる構造方法を用いたもの又は令第108条の3第1項第1号イ ((1)) 及び (3) を除く。) に掲げる基準に適合するもの
- b 令第107条第2号に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法又は令第129条の2の3第1項第1号ロ (2) に掲げる基準に適合する界床として認定を受けた構造方法を用いたもの
- ロ 等級 3
- 次に掲げる基準に適合していること。
- ① 評価対象住戸の界壁が、次の a から c までのいずれかに該当するものであること。

- a 平成12年建設省告示第1358号第1号ハ若しくはニ又は第2号ハ若しくはニのいずれかに掲げる構造方法を用いたもの
- b・c (略)
- ② 評価対象住戸の界床が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1358号第3号又は第4号のいずれかに掲げる構造方法を用いたもの
- b・c (略)
- ハ (略)
- (4) (略)
- 3 劣化の軽減に関すること
- 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)
- (1) ・ (2) (略)
- (3) 評価基準 (新築住宅)
- 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定 (構造躯体等の劣化軽減に関するものに限る。) に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすことができる。
- イ (略)
- ロ 鉄骨造
- ① 等級3
- a 構造躯体
- (i) 柱 (ベースプレートを含む。以下①及び②において同じ。)、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあつては、次の表の(イ) 項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ロ) 項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。
- 表1 (略)

- a 平成12年建設省告示第1358号第1号ロ又は第2号ロに掲げる構造方法を用いたもの
- b・c (略)
- ② 評価対象住戸の界床が、次のaからcまでのいずれかに該当するものであること。
- a 平成12年建設省告示第1358号第2号に掲げる構造方法を用いたもの
- b・c (略)
- ハ (略)
- (4) (略)
- 3 劣化の軽減に関すること
- 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)
- (1) ・ (2) (略)
- (3) 評価基準 (新築住宅)
- 次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定 (構造躯体等の劣化軽減に関するものに限る。) に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすことができる。
- イ (略)
- ロ 鉄骨造
- ① 等級3
- a 構造躯体
- (i) 柱 (ベースプレートを含む。以下①及び②において同じ。)、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあつては、次の表の(イ) 項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ロ) 項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。
- 表1 (略)

表 2

	下塗り 1	塗り回数	下塗り 2	塗り回数	中塗り ・上塗り	塗り回数
区分 1	(削る)					
	<u>a</u> ~ <u>c</u> (略)					
	<u>d</u> (略)					
区分 2	(削る)					
	<u>e</u> ~ <u>g</u> (略)					
区分 3	<u>h</u> ・ <u>h</u> (略)					
区分 4	<u>i</u> (略)					
区分 5	<u>k</u> ・ <u>h</u> (略)					
1	この表において <u>a</u> 、 <u>c</u> 、 <u>e</u> 、 <u>f</u> 、 <u>g</u> 及び <u>h</u> の塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。					

表 2

	下塗り 1	塗り回数	下塗り 2	塗り回数	中塗り ・上塗り	塗り回数
区分 1	<u>a</u>	鉛系さび止めペイント	1	—	鉛系さび止めペイント	1
	<u>b</u> ~ <u>d</u> (略)					
	<u>e</u> (略)					
区分 2	<u>f</u>	鉛系さび止めペイント	2	—	合成樹脂調合ペイント	2
	<u>g</u> ~ <u>h</u> (略)					
区分 3	<u>i</u> ・ <u>h</u> (略)					
区分 4	<u>i</u> (略)					
区分 5	<u>h</u> ・ <u>h</u> (略)					
1	この表において <u>a</u> 、 <u>b</u> 、 <u>d</u> 、 <u>f</u> 、 <u>g</u> 、 <u>h</u> 、 <u>i</u> 及び <u>i</u> の塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。					

- 2 この表において c、f、g 及び h 以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- 3 この表において e、g 及び h の塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1 にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- 4 (略)
- (削る)

5~12 (略)

表 3 (略)

(ii) 構造躯体のうち柱、はり及び筋かい以外の部分に使用されている鋼材にあつては、(i) の表 2 に掲げる鉛・クロムフリーさび止めペイントが、塗り回数が 2 以上となるように全面に塗布され、又はこれと同等と防錆措置が講じられていること。ただし、厚さが 12mm 以上の鋼材については、この限りでない。

b~d (略)

②・③ (略)

ハ・ニ (略)

(4) (略)

4 (略)

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5—1 断熱等性能等級

(1) (略)

(2) 基本原則

- 2 この表において d、h、i 及び i 以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- 3 この表において d、i 及び i の塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1 にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- 4 (略)
- 5 この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格 K5623 に規定する亜酸化鉛さび止めペイント又は日本工業規格 K5625 に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。

6~13 (略)

表 3 (略)

(ii) 構造躯体のうち柱、はり及び筋かい以外の部分に使用されている鋼材にあつては、(i) の表 2 に掲げる鉛系さび止めペイント又は鉛・クロムフリーさび止めペイントが、塗り回数が 2 以上となるように全面に塗布され、又はこれと同等と防錆措置が講じられていること。ただし、厚さが 12mm 以上の鋼材については、この限りでない。

b~d (略)

②・③ (略)

ハ・ニ (略)

(4) (略)

4 (略)

5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること

5—1 断熱等性能等級

(1) (略)

(2) 基本原則

イ 定義

- ① (略)
- ② 「外皮平均熱貫流率」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）（い）に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- ③ 「平均日射熱取得率」とは、基準省令第1条第1項第2号イ（1）（い）に規定する平均日射熱取得率をいう。

ロ (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

等級は、地域の区分が1、2、3又は4地域である場合にあつてはイ及びハに掲げる基準、5、6又は7地域である場合にあつてはイからハマまでに掲げる基準、8地域である場合にあつてはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）1に掲げる基準に適合している場合にあつては、イ及びロの基準において等級4の基準に適合しているものとみなす。

イ (略)

ロ 冷房期の平均日射熱取得率に関する基準

- ① 次の表の（い）項に掲げる等級ごとに、（ろ）項に掲げる地域の区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域の区分が5、6又は7地域である場合にあつては等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とし、8地域である場合にあつては等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級1とする。

（い）	（ろ）
-----	-----

イ 定義

- ① (略)
- ② 「外皮平均熱貫流率」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- ③ 「平均日射熱取得率」とは、基準省令第1条第1項第2号イ（1）に規定する平均日射熱取得率をいう。

ロ (略)

(3) 評価基準（新築住宅）

等級は、地域の区分が1、2、3又は4地域である場合にあつてはイ及びハに掲げる基準、5、6又は7地域である場合にあつてはイからハマまでに掲げる基準、8地域である場合にあつてはロ及びハに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号。以下「住宅仕様基準」という。）1に掲げる基準に適合している場合にあつては、イ及びロの基準において等級4の基準に適合しているものとみなす。

イ (略)

ロ 冷房期の平均日射熱取得率に関する基準

- ① 次の表の（い）項に掲げる等級ごとに、（ろ）項に掲げる地域の区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域の区分が5、6又は7地域である場合にあつては等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とし、8地域である場合にあつては等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級1とする。

（い）	（ろ）
-----	-----

等級	冷房期の平均日射熱取得率			
	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	<u>6.7</u>
3	4.0	3.8	4.0	<u>—</u>
2	—	—	—	<u>—</u>
1	—	—	—	<u>—</u>

- ② (略)
- ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準

① 等級 4

a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、グラスウール系断熱材（日本産業規格 A9521に規定する発泡グラスウール断熱材、日本産業規格 A9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであつて、吹付け硬質ウレタンフォーム A種 1 又は A種 2 に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあつては、外気等に接する部分に防湿層（断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であつて、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。以下同じ。）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (i) ～ (v) (略)
- b～d (略)
- ②・③ (略)
- (4) (略)

等級	冷房期の平均日射熱取得率			
	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	<u>3.2</u>
3	4.0	3.8	4.0	<u>4.5</u>
2	—	—	—	<u>—</u>
1	—	—	—	<u>—</u>

- ② (略)
- ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準

① 等級 4

a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、グラスウール系断熱材（日本産業規格 A9511に規定する発泡グラスウール保温材（A種フェノールフォーム 3種 2号を除く。））、日本産業規格 A9521に規定する発泡グラスウール断熱材、日本産業規格 A9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであつて、吹付け硬質ウレタンフォーム A種 1 又は A種 2 に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。）その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合にあつては、外気等に接する部分に防湿層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であつて、断熱層への漏気や水蒸気の侵入を防止するものをいう。以下同じ。）を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (i) ～ (v) (略)
- b～d (略)
- ②・③ (略)
- (4) (略)

- 5—2 (略)
- 6・7 (略)
- 8 音環境に関すること
- 8—1 重量床衝撃音対策
- (1) ・ (2) (略)
- (3) 評価基準 (新築住宅)
- イ (略)
- ロ 相当スラブ厚 (重量床衝撃音)
- 評価対象住戸の相当スラブ厚 (重量床衝撃音) は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の相当スラブ厚 (重量床衝撃音) 及び最も高い評価を受けた界床の相当スラブ厚 (重量床衝撃音) とする。ただし、一受音室に仕様の異なる界床の部分が存在する場合には、当該受音室の界床全面にあるものとして扱うこととする。
- ① (略)
- ② 相当スラブ厚は、界床の重量床衝撃音の低減に有効な厚さとして、次に定めるところにより求めた値とする。
- a・b (略)
- c 次に掲げる床仕上げ材が直接床構造の上に施工される床仕上げ構造にあつては、aの ΔL をgに規定する条件に適合する試験方法によつて確認した重量床衝撃音レベル低減量 (63Hz帯域の測定値、125Hz帯域の測定値に5 dBを加えた値、250Hz帯域の測定値に8 dBを加えた値及び500Hz帯域の測定値に8 dBを加えた値のうち最も低い値とする。以下同じ。) とすることができるものとする。
- (i) ～ (v) (略)
- (vi) (i) から (v) までに掲げるもののほか、日本産業規格 A1440—2 の6.2においてカテゴリー I に該当するもの

- 5—2 (略)
- 6・7 (略)
- 8 音環境に関すること
- 8—1 重量床衝撃音対策
- (1) ・ (2) (略)
- (3) 評価基準 (新築住宅)
- イ (略)
- ロ 相当スラブ厚 (重量床衝撃音)
- 評価対象住戸の相当スラブ厚 (重量床衝撃音) は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の相当スラブ厚 (重量床衝撃音) 及び最も高い評価を受けた界床の相当スラブ厚 (重量床衝撃音) とする。ただし、一受音室に仕様の異なる界床の部分が存在する場合には、当該受音室の界床全面にあるものとして扱うこととする。
- ① (略)
- ② 相当スラブ厚は、界床の重量床衝撃音の低減に有効な厚さとして、次に定めるところにより求めた値とする。
- a・b (略)
- c 次に掲げる床仕上げ材が直接床構造の上に施工される床仕上げ構造にあつては、aの ΔL をgに規定する条件に適合する試験方法によつて確認した重量床衝撃音レベル低減量 (63Hz帯域の測定値、125Hz帯域の測定値に5 dBを加えた値、250Hz帯域の測定値に8 dBを加えた値及び500Hz帯域の測定値に8 dBを加えた値のうち最も低い値とする。以下同じ。) とすることができるものとする。
- (i) ～ (v) (略)
- (vi) (i) から (v) までに掲げるもののほか、日本産業規格 A1440 の5.1においてカテゴリー I に該当するもの

- d (略)
- e 次に掲げる床仕上げ構造にあつては、aの ΔL を0dBとすることができるものとする。
- (i)～(vi) (略)
- (vii) (i)の床仕上げ材が、次に掲げる基準に適合する発泡プラスチック系床下地構造材（発泡プラスチック材による弾性層を有する床下地構造材をいう。以下同じ。）の上に設けられているもの
- (a) 床構造の直上に、発泡プラスチック材（密度が $10\text{kg}/\text{m}^3$ 以上 $14\text{kg}/\text{m}^3$ 以下で圧縮強度が $0.5\text{N}/\text{cm}^2$ 以上 $2.0\text{N}/\text{cm}^2$ 以下のものに限る。）による弾性層が床面積の1/2以上の部分に均一な配置で設けられていること。
- (b) (a)の発泡プラスチック材の直上に、日本産業規格A9521に規定するビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材のうち、1号又は2号のもの（(a)の発泡プラスチック材と異なるヤング率のものに限る。）が設けられていること。
- (c) (b)のビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材の直上に、捨張り材（合板、構造用パネル又はパーテイクルボードであつて、それらの厚さの合計が20mm以上であるものに限る。）が設けられていること。
- (d) (略)
- f (略)
- g 床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量の試験方法は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (i) 日本産業規格A1440-2に規定する方法に従い試験が行われ、かつ、重量床衝撃音レベル低減量が算出されること。

- d (略)
- e 次に掲げる床仕上げ構造にあつては、aの ΔL を0dBとすることができるものとする。
- (i)～(vi) (略)
- (vii) (i)の床仕上げ材が、次に掲げる基準に適合する発泡プラスチック系床下地構造材（発泡プラスチック材による弾性層を有する床下地構造材をいう。以下同じ。）の上に設けられているもの
- (a) 床構造の直上に、発泡プラスチック材（密度が $10\text{kg}/\text{m}^3$ 以上 $14\text{kg}/\text{m}^3$ 以下で圧縮強度が $0.5\text{N}/\text{cm}^2$ 以上 $2.0\text{N}/\text{cm}^2$ 以下のものに限る。）による弾性層が床面積の1/2以上の部分に均一な配置で設けられていること。
- (b) (a)の発泡プラスチック材の直上に、日本産業規格A9511に規定するビーズ法ポリスチレンフォーム保温板（以下「保温板」という。）のうち、特号1号又は2号のもの（(a)の発泡プラスチック材と異なるヤング率のものに限る。）が設けられていること。
- (c) (b)の保温板の直上に、捨張り材（合板、構造用パネル又はパーテイクルボードであつて、それらの厚さの合計が20mm以上であるものに限る。）が設けられていること。
- (d) (略)
- f (略)
- g 床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量の試験方法は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (i) 日本産業規格A1440に規定する方法に従い試験が行われ、かつ、重量床衝撃音レベル低減量が算出されること。ただし、当該試験には、衝撃源として日本工業規

格A1418-2)に規定する衝撃力特性(1)を有する標準重量衝撃源を用いるものとする。

(ii) 日本産業規格A1440の5.1においてカタゴリーII又はカタゴリーIIIに該当する床材について行う試験の試験設備は、2層分の室を有する鉄筋コンクリート造であり、受音室が50㎡以上の直方体で、かつ、受音室と音源室の間の床スラブが面積19㎡以上21㎡以下であること。

(iii) ・ (iv) (略)

h (略)

8—2 軽量床衝撃音対策

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 軽量床衝撃音対策等級

鉄筋コンクリート造等である評価対象住戸の等級は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の等級及び最も高い評価を受けた界床の等級とし、それぞれの等級は次に定めるところにより判定するものとする。ただし、一受音室に仕様の異なる界床の部分が存在する場合にあつては、それらの部分のうち、性能の最も低い界床の部分が、当該受音室の界床全面にあるものとして扱うこととする。

①～④ (略)

⑤ 床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験方法は、次に掲げる基準に適合すること。

a 日本産業規格A1440に規定する方法に従い試験が行われ、かつ、軽量床衝撃音レベル低減量が算出されること。

b (略)

ロ (略)

(ii) 日本産業規格A1440-2の6.2においてカタゴリーII又はカタゴリーIIIに該当する床材について行う試験の試験設備は、2層分の室を有する鉄筋コンクリート造であり、受音室が50㎡以上の直方体で、かつ、受音室と音源室の間の床スラブが面積19㎡以上21㎡以下であること。

(iii) ・ (iv) (略)

h (略)

8—2 軽量床衝撃音対策

(1) ・ (2) (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

イ 軽量床衝撃音対策等級

鉄筋コンクリート造等である評価対象住戸の等級は、下階界床及び上階界床のそれぞれについて、受音室単位で最も低い評価を受けた界床の等級及び最も高い評価を受けた界床の等級とし、それぞれの等級は次に定めるところにより判定するものとする。ただし、一受音室に仕様の異なる界床の部分が存在する場合にあつては、それらの部分のうち、性能の最も低い界床の部分が、当該受音室の界床全面にあるものとして扱うこととする。

①～④ (略)

⑤ 床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験方法は、次に掲げる基準に適合すること。

a 日本産業規格A1440-1に規定する方法に従い試験が行われ、かつ、軽量床衝撃音レベル低減量が算出されること。

b (略)

ロ (略)



附 則

この告示は令和元年十一月十六日から施行する。ただし、第5の5の5-1(3)口の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。